

えべつ未来づくりビジョン

<第7次江別市総合計画>

【まちづくり政策】

令和5（2023）年7月
江別市

※ この冊子で使用している図のほか、ページデザインは、製本時に変更・加工する予定です。

第3章 まちづくり政策

政策1 自然・環境	
(1) 人と自然の共生.....	1
(2) 循環型社会の形成.....	2
政策2 産業	
(1) 都市近郊型農業の推進.....	3
(2) 商工業の振興.....	4
(3) 観光による産業の振興.....	4
政策3 福祉・保健・医療	
(1) 地域福祉の充実.....	6
(2) 健康づくりの推進と地域医療の安定.....	7
(3) 障がい者福祉の充実.....	7
(4) 高齢者福祉の充実.....	8
(5) 安定した社会保障制度運営の推進.....	8
政策4 安全・安心	
(1) 安全な暮らしの確保.....	9
(2) 地域防災力の向上.....	10
(3) 消防・救急の充実.....	11
政策5 都市生活	
(1) 市街地整備の推進.....	12
(2) むらしを支える交通環境の充実.....	13
(3) むらしを豊かにする技術の活用.....	13
政策6 子育て・教育	
(1) 子育て環境の充実.....	14
(2) 子どもの教育の充実.....	15
政策7 生涯学習・文化・スポーツ	
(1) 生涯学習の充実.....	17
(2) ふるさと愛の醸成と地域文化の継承.....	18
(3) 市民スポーツ活動の充実.....	18
政策8 協働・共生	
(1) 協働のまちづくりの推進.....	19
(2) 共生社会の形成.....	20
(3) 国際交流の推進.....	20
政策9 計画推進	
(1) 自主・自立の市政運営の推進.....	21
(2) 透明性と情報発信力の高い市政の推進.....	22
参考資料 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細.....	23

政策1 自然・環境

【基本目標】

豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち

【政策展開の方向性】

江別市の豊かな自然や地域環境を次代に引き継ぐために、脱炭素社会の実現をはじめ、水と緑の保全や、地域環境の保全、ごみの減量化・資源化などへの課題に対応するとともに、市民、事業者、行政との協働により、環境保全に取り組み、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

【取組の基本方針】

- 1 – (1) 人と自然の共生
- 1 – (2) 循環型社会の形成

1 – (1) 人と自然の共生



① 脱炭素社会の実現

市民、事業者、行政が、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の少ない、地球上にやさしい生活・活動を行うことにより、地球環境の保全に努めます。

② 水と緑の保全

市民、事業者、行政が、協働して身近な緑の保全に努め、緑を守り活用する取組を進めるとともに、河川や湖沼などがもたらす良好な自然環境を守ります。

③ 安全な地域環境の保全

大気、水質、騒音、悪臭などの環境問題に適切に対応するとともに、市民、事業者に対して情報を提供することにより、産業型公害や都市・生活型公害の発生を未然に防ぎ、安全な地域環境を守ります。

④ 再生可能エネルギーの導入拡大と利用推進

再生可能エネルギーの導入を拡大するとともに、地域における再生可能エネルギーの地産地消の取組や、市有施設での活用などを推進します。

⑤ 環境教育・学習の推進

環境についての学習機会や情報の提供を通じて、市民、事業者が環境に対する責任と役割を自覚し、環境保全のための取組の意欲と能力を高めます。

1 – (2) 循環型社会の形成



① ごみの減量化と適正な処理の推進

市民、事業者、行政の協働により、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rを優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を加えた3Rを促進するほか、食品ロスの削減を推進するなど、ごみの発生量・排出量を減らすよう努め、収集・運搬・処理・処分を効率的かつ適正に行い、安全で快適な生活環境をつくりります。

② ごみ資源化の推進

ごみ資源化の啓発や支援を通じて、市民、事業者それぞれが、再利用・再資源化に対する意識の向上に努めることで、分別収集やリサイクルなど、積極的にごみの資源化を推進します。

政策2 産業

【基本目標】

産業が地域に根ざす、活力とにぎわいのあるまち

【政策展開の方向性】

北海道の大都市圏に位置する優位性を生かした活力ある産業の創出を目指して、次のように取り組みます。

都市と農村の調和を図り、都市近郊型農業を推進します。

また、多分野における連携により、商工業の振興を進め、新たな発展を目指します。

さらに、民間・行政が連携して、えべつの魅力を生かした観光・物産の振興に取り組みます。

【取組の基本方針】

- 2 – (1) 都市近郊型農業の推進
- 2 – (2) 商工業の振興
- 2 – (3) 観光による産業の振興

2 – (1) 都市近郊型農業の推進



① 農業経営の安定化

農業の担い手の育成・確保をはじめ、経営規模の拡大や、収益性の高い農産物の生産、デジタル技術の活用などにより、生産性の高い安定した農業経営を推進します。

② 地産地消の推進

えべつの農業に対する理解を深め、食材への安心感を育むために、生産者と消費者を結び付ける地産地消を推進します。

③ 持続可能な農村環境づくり

減農薬などの環境保全効果の高い取組や、スマート農業の推進、土づくり・土地改良などにより、持続可能な農村環境づくりを推進します。

④ 農畜産物の高付加価値化

江別産農畜産物の特色を生かした産業間・産地間連携による商品づくりにより、ブランド力の強化とイメージアップを進めます。

2 – (2) 商工業の振興



① 食関連産業の振興

大学・研究機関等との連携を図るとともに、食関連産業の設備投資や、販路拡大活動などを促進して、「食」を通じたまちづくりを進めます。

② 企業立地の促進

江別市の特性や優位性を十分に生かし、企業ニーズを踏まえた支援策を充実させるとともに、未利用地の活用などを進めることで企業誘致に取り組むほか、立地企業に対してもフォローアップを行うことにより、企業の競争力を高め、生産性の向上を促します。

③ 中小企業の経営の充実

経済関係団体、大学・研究機関等と連携しながら、中小企業の経営の充実を図るとともに、新たな技術や製品の開発などにより、地域産業の発展を促します。

④ 商店街の活性化

商店街を取り巻く環境変化を捉えながら、地域特性を踏まえた個性的で魅力ある商店街づくりを進め、地域住民の生活の利便性の向上や地域社会活動の拠点としての機能を高めていきます。

⑤ 就業環境の充実

求職者に対する就業機会の確保や、職務能力の向上に向けた支援を行うことで、企業における人材確保や、求職者の職場適応を促し、経済・社会の変化に応じた就業環境の充実を進めます。

2 – (3) 観光による産業の振興



① 地域資源の有効活用

江別市固有の地域資源である「食」と「農」をはじめ、歴史あるれんがや、豊かな自然環境、歴史的遺産に加え、新たな観光資源の掘り起こしに取り組み、観光への有効活用を進めます。

② 誘客・周遊の促進

江別市が持つ魅力的な地域資源や観光・イベントの情報を発信するほか、観光関連団体との連携強化により、誘客と周遊を促進します。

③ 江別產品の認知度向上

豊かな自然環境の下で育まれた農畜産物を軸に、「食」の魅力を伝えるプロモーションを行い、江別產品の認知度向上を図ることにより、えべつの観光振興につなげます。

政策3 福祉・保健・医療

【基本目標】

みんなが支え合う、いつまでも元気に暮らせるまち

【政策展開の方向性】

全ての市民が、いつまでも元気に過ごせるよう、健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう、地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。

また、誰もが安心して生活できるよう、保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。

さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、サービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を育成し、確保することで、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

【取組の基本方針】

- 3 – (1) 地域福祉の充実
- 3 – (2) 健康づくりの推進と地域医療の安定
- 3 – (3) 障がい者福祉の充実
- 3 – (4) 高齢者福祉の充実
- 3 – (5) 安定した社会保障制度運営の推進

3 – (1) 地域福祉の充実



① 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会とともに市民や自治会、福祉団体などと連携しながら、地域福祉活動を推進することで、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

② 福祉意識の向上と人材の確保

市民に対する啓発活動に努めることで、地域福祉に対する理解を深め、ボランティア活動などに主体的に参加する人材の確保に努めます。

③ 相談支援体制の充実

ライフスタイルの多様化などを背景とする複合化した生活上の課題は、個人や家族、地域だけでは解決困難な場合があることから、課題を抱える方に対する包括的な相談支援体制の充実を図ります。

3 – (2) 健康づくりの推進と地域医療の安定



① 健康増進活動の推進

健康寿命を延ばし、いつまでも健康で元気なまちを目指して、全ての人が健康的な生活を送ることができるよう、個人のみならず、地域や職域などと連携し、「こころ」と「からだ」の健康づくりを行うための普及活動や環境づくりを推進します。

② 疾病予防・重症化予防の促進

食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病を予防するとともに、健康診査やがん検診等の推進により、疾病の早期発見や早期治療に結び付け、合併症や重症化の予防に努めます。また、先進的な予防医療の視点から健康増進の可能性を探ります。

③ 地域医療体制と市立病院経営の安定

安心して医療サービスが受けられるよう、地域の関係機関と連携し、地域完結型の医療体制の構築を図ります。

また、市立病院では、診療体制の充実や医療サービスの向上に努め、患者満足度の向上と経営改善を推進します。

3 – (3) 障がい者福祉の充実



① 自立的な社会参加の促進

障がいのある方が、様々な場面で社会参加を通じて活躍できるよう、障がいに対する理解促進に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。

② 地域生活への支援

障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、ニーズや課題の把握に努め、ライフステージによる切れ目が生じることのないよう、支援体制の充実に努めます。

③ 日中活動・就労への支援

日々の活動機会の提供を図り、自立に向けた訓練をはじめ、仲間や地域との交流が促進されるよう、支援の充実に努めます。

また、教育、労働、福祉などの関係機関が連携し、福祉的就労や一般就労などが実現できるよう、支援の充実に努めます。

3 – (4) 高齢者福祉の充実



① 地域交流と社会参加の促進

住民同士や地域内における交流などを通じて、高齢者が自分らしくいきいきと活動的に暮らすことができる地域づくりを促進します。

② 介護予防と自立生活の支援

高齢者の健康保持・増進のため、介護予防に取り組むとともに、地域における支え合いの体制づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう、支援を進めます。

③ 高齢者福祉サービスの充実

要介護・要支援の状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制を構築し、高齢者福祉サービスの充実に努めます。

3 – (5) 安定した社会保障制度運営の推進



① 生活困窮者への支援

法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するとともに、個々の状況に則して経済的・日常生活・社会生活の自立を支援します。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口において、相談者の状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関等と連携しながら、解決に向けた支援を行います。

② 国民年金制度の円滑な運用

国民年金への加入漏れや保険料の未納を減らし、受給権の確保に努めます。

③ 国民健康保険制度の安定運営

適切な情報提供により、国民健康保険制度に対する理解を深めるとともに、被保険者の疾病の早期発見や重症化の予防による健康づくりを推進することで、医療費の適正化を図り、制度の安定運営に努めます。

④ 後期高齢者医療制度の安定運営

適切な情報提供により、相互扶助で支え合う後期高齢者医療制度に対する理解を深めるとともに、被保険者の健康の保持・増進を推進することで、医療費の適正化を図り、制度の安定運営に努めます。

政策4 安全・安心

【基本目標】

安全で安心して住み続けられるまち

【政策展開の方向性】

交通安全や防犯活動の推進、生活衛生環境や冬季生活環境の充実などを通じて、安全で快適な社会環境を築いていくとともに、地域防災力の向上や消防・救急体制の充実を図り、災害に強く、誰もが末永く安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

【取組の基本方針】

- 4 – (1) 安全な暮らしの確保
- 4 – (2) 地域防災力の向上
- 4 – (3) 消防・救急の充実

4 – (1) 安全な暮らしの確保



① 交通安全の推進

交通安全の大切さを学び、交通ルールを身に付けるため、交通安全教育を保育園・幼稚園児や小中学生などの年齢階層ごとに実施し、交通事故の防止を図ります。

また、警察や道路管理者、各種交通安全団体と連携した交通安全の啓発に努め、市民に交通事故の撲滅を訴えかけていきます。

② 防犯活動の推進

自主防犯活動団体や自治会等への防犯活動支援として、警察等の協力を得ながら、情報提供の充実を図るなど、団体相互の連携強化を推進していきます。

また、警察や各種防犯活動団体と連携し、防犯活動の必要性について啓発を行い、市民意識の向上を図ります。

③ 市民相談の充実

市民が日常生活で抱える悩みや問題の解決を図るために、各種相談窓口の積極的な周知とともに、利用の呼びかけを行い、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

また、市民に消費生活に関する正しい知識を提供することで、消費者被害の未然防止を図ります。

④ 生活衛生環境の充実

市民が住みやすい生活衛生環境の充実を図るため、ペットの適正な飼育に関する啓発活動のほか、空き地の適正管理等に努めます。

また、空き家等の発生抑制や、利活用の推進に加え、管理不全な空き家等の解消を図り、安全で安心な生活環境の確保に努めます。

⑤ 冬期生活環境の充実

冬期の市民生活に係る様々な情報提供を行うほか、市民、事業者、行政の協働による雪対策に取り組み、安全で安心な冬期の生活環境の充実に努めます。

4 – (2) 地域防災力の向上



① 耐震化の推進

指定避難所や防災拠点となる公共施設をはじめ、要配慮者利用施設の耐震化を優先的に進め、より安全な避難場所の確保や災害対応の強化を図っていくとともに、住宅や多くの市民が利用する建築物の耐震化を促進し、地震による被害を最小限にとどめます。

② 防災意識の向上

防災あんしんマップ等を活用した情報発信や防災訓練・セミナー等を通じて、市民の防災に対する意識を高めてもらうとともに、自分の命は自分で守る「自助」を基本とし、地域の災害リスクとるべき避難行動などについての理解を促進します。

また、いつ起こるか分からぬ災害に対応するため、地域での連携を緊密にして、減災対策の充実に努めています。

③ 防災体制の強化

気候変動に伴い激甚化・頻発化する各種の自然災害等に対応するため、行政、市民、関係機関等が協働して、防災体制の強化を図ります。

また、国民保護法に基づき、緊急事態などにおいて、市民の避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施できるようにします。

治水対策については、河川、調整池、排水機場をはじめとした施設の機能維持や整備を図り、危険な箇所を減らし市民が安全に住み続けられるようにします。

4 – (3) 消防・救急の充実



① 消防組織体制の強化

複雑多様化する消防需要に的確に対応するため、計画的な人材育成による組織の充実を目指すとともに、市民や関係団体等との連携による大規模災害時などの対応に向けた体制の強化や、消防施設等の整備を計画的に進めます。

② 救急需要対策の強化

増大する救急需要に対応するため、需要の調査分析や救急隊の効率的な運用などの検討を進めます。

また、救急車の適正利用の啓発などの情報提供を継続するとともに、地域医療機関等と連携した救急体制の強化を図ります。

③ 火災予防対策の推進

火災予防運動をはじめとする防火思想の普及、放火をされない環境づくりや住宅用火災警報器の設置促進、適正な維持管理など、住宅防火対策を推進し、火災による被害の軽減を図ります。

また、地域の防火・防災力の向上のために民間防火組織の育成強化を図ります。

政策5 都市生活

【基本目標】

いつまでも暮らしやすく、便利で快適なまち

【政策展開の方向性】

計画的な市街地整備による機能的な都市づくりを進めていくほか、安全で快適な道路環境の確保と公共交通の活性化などによる交通環境の充実を図るとともに、デジタル技術などの活用による市民サービスの利便性や、行政事務の生産性の向上に取り組むことで、全ての市民が暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

【取組の基本方針】

- 5 – (1) 市街地整備の推進
- 5 – (2) 暮らしを支える交通環境の充実
- 5 – (3) 暮らしを豊かにする技術の活用

5 – (1) 市街地整備の推進



① 機能的な都市づくり

適正な市街地規模の中で、駅周辺などを中心としたコンパクトで機能的なまちづくりを進めるとともに、既存の都市機能や周辺環境に配慮した計画的な土地利用を推進します。

② 安全で快適な公園環境づくり

誰もが、安全に安心して利用できるよう、市民との協働による公園の再整備や維持管理、利用者ニーズを取り入れた施設改築などを計画的に進め、健康と心の豊かさを保つ公園環境づくりを進めます。

③ 市営住宅整備の推進

市営住宅を計画的に整備することにより、住宅困窮者に対するセーフティネットとして、子育て世帯や高齢者、障がいのある方も、安心して快適に暮らすことができる住宅を供給します。

④ 上下水道事業の推進

いつまでも暮らしに寄り添う持続可能な上下水道を目指し、健全で安定的な事業運営を推進します。

水道事業では、水道施設の適切な更新や維持管理、災害対策を推進し、安全で安心して使える水道水を安定的に供給します。

また、下水道事業では、下水道施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。

⑤ 住みかえ・移住支援の推進

住みかえ支援や、江別市の魅力の効果的な発信などを通じて、より住みやすい環境づくりを進め、様々な世代の市内居住維持に加え、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

5 – (2) 暮らしを支える交通環境の充実



① 安全で快適な道路環境づくり

安全で快適な道路環境を保ち、利用者が安心して通行できる道路環境づくりを進めます。

② 冬期の市民生活を支える道路交通の確保

除排雪により、道路交通の確保を図るほか、自治会排雪など、市民、事業者、行政の協働により、安全で安心な道路環境づくりを行うとともに、持続的な除排雪体制の維持に向けた取組や、市民への情報発信の強化に努めます。

③ 公共交通ネットワークの最適化と利用促進

駅を中心とする交通網を基本とし、地域の実情に即した持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進するとともに、基本情報の周知や啓発などにより、利用促進を図ります。

5 – (3) 暮らしを豊かにする技術の活用



① デジタル技術の活用

デジタル技術や I C T (情報通信技術)などを活用し、市民サービスの充実や行政事務の生産性の向上を図るとともに、市民にとって、快適で豊かな暮らしを営むことのできる生活環境の実現を目指します。

政策6 子育て・教育

【基本目標】

子どもたちが元気に育ち、笑顔で学ぶ、未来あるまち

【政策展開の方向性】

安心して子どもを産み育てられるよう、子どもが健やかに育つ環境づくりと、仕事と子育てを両立できる子育て世代にやさしいまちを目指します。

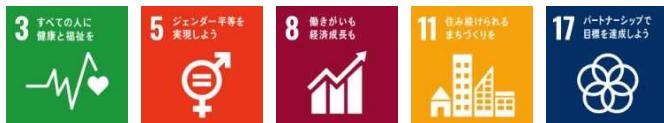
また、子どもの権利を尊重しながら、地域全体で子育てを温かく見守るまちづくりを進めます。

教育では、学校での学びが、子どもたちの「生きる力」となり、今後、社会が変化し先行きが見通せない時代となっても、自分で課題を見つけ、学び、考え、判断、行動して、それぞれが思い描く夢を実現していく資質や能力が身に付くよう、地域とも連携して子どもたちを育みます。

【取組の基本方針】

- 6 – (1) 子育て環境の充実
- 6 – (2) 子どもの教育の充実

6 – (1) 子育て環境の充実



① 母子保健の充実

妊娠婦、乳幼児の健康管理のため、健診や相談を通じて、母性の保護と子どもの健やかな成長を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を整えます。

② 地域子育て支援の充実

子育ての負担を軽減するため、支援を必要とする子育て家庭に対して、地域の関係機関等が連携しながら切れ目のない支援の実施に努め、包括的に子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

また、親子が集える交流やあそびの場を提供し、子育てに関連する情報発信や相談体制を充実させることで、子育て世代の交流を促し、子育てに関する不安の解消に努めます。

③ 就学前児童への支援

未就学期の多様な子育てニーズに対応するため、就学前児童に良質な幼児教育や保育を受ける機会を提供するとともに、保護者が働きながら安心して子育てできる環境づくりを進めます。

④ 学齢児童への支援

子どもたちが誰一人取り残されず、心身ともに健やかに成長できるよう、多様な居場所づくりや関係機関による支援の充実に努めます。

また、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができ、保護者が仕事と子育てを両立できる放課後対策を推進します。

⑤ 発達支援の充実

関係機関との連携体制を充実させるとともに、子どもの発達に関する相談や通所による支援などを通じて、子どもの発達を促していくほか、保護者の不安軽減に努めます。

また、オンラインを活用した相談など、発達支援のさらなる充実を図ります。

6 – (2) 子どもの教育の充実



① 教育内容の充実

子どもたちが変化の激しい社会の中で、他者を尊重しながら生きていく力を身に付けるため、関係機関が連携し、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育が受けられる環境づくりに取り組みます。

また、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で適切な支援が切れ目なく受けられる環境づくりに取り組みます。

② 健康教育の充実

望ましい生活習慣や食習慣を身に付けたり、運動に親しむことによって、健康の大切さを認識し、心身ともに健康な子どもたちを育成します。

③ 開かれた学校づくり

学校、家庭、地域が連携・協力して、開かれ、信頼される学校づくりを推進することにより、地域全体で子どもたちを健やかに育める環境づくりに取り組みます。

④ 教育環境の充実

ICTの効果的な活用など、時代の変化を捉えて特色ある教育活動を展開するとともに、子どもたちにとって安全・安心で快適な学習・生活環境を整えるため、学校施設・設備の整備と充実に努めます。

⑤ 教育相談・支援の充実

児童生徒や保護者の相談の機会を確保するとともに、児童生徒が抱える悩みの軽減や課題の解決に向けた支援を行います。

いじめを許さない意識を醸成させるとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

また、不登校や不登校傾向にある児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援や、多様で適切な教育機会の確保に努めます。

政策7 生涯学習・文化・スポーツ

【基本目標】

生涯学習・文化・スポーツに親しみ、心身ともに元気で豊かに過ごせるまち

【政策展開の方向性】

全ての市民が、いつでも、どこでも学習活動、文化・芸術活動や、スポーツ活動を気軽に行える環境を提供し、いつまでも心身ともに健やかで充実した生活が未来へ続くようにします。

また、江別市の貴重な地域資源である、やきもの文化や歴史遺産を通じて、ふるさと愛の醸成を図ります。

【取組の基本方針】

- 7 – (1) 生涯学習の充実
- 7 – (2) ふるさと愛の醸成と地域文化の継承
- 7 – (3) 市民スポーツ活動の充実

7 – (1) 生涯学習の充実



① 社会教育関連施設の充実

公民館などの既存施設の整備や図書館資料の充実により、生涯学習に取り組む市民や団体に、より良い学習環境を提供します。

② 生涯学習支援体制の推進

生涯学習に関する情報提供や支援を行い、自主的に生涯学習に取り組むことのできる環境づくりの促進を図ります。

また、学びを止めない工夫として、オンラインの導入・活用に努めるとともに、誰もがオンラインによる学習を利用できる環境整備の促進を図ります。

③ 学びの機会の充実

市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、市民の学習意欲を喚起し、主体的な社会参画を促します。

④ 青少年健全育成活動の充実

家庭、学校、地域の団体等と連携し、次代を担う青少年を社会全体で見守りながら、体験活動やボランティア活動などの地域教育の機会を提供することで、青少年の健全育成を目指します。

7 – (2) ふるさと愛の醸成と地域文化の継承



① 文化・芸術活動の育成・支援

文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。

② 郷土の魅力を高める文化・歴史遺産の保存と活用

魅力ある郷土の文化・歴史を知ってもらい、後世へ伝えるため、文化財や歴史遺産を適切に保存活用するとともに、市民が郷土の歴史と文化に親しむ機会の充実を図ります。

③ やきものの文化の普及と振興

「やきもののまちえべつ」としての想いを市民が共有するために、観る・創る・集うの観点から「やきもの」にアプローチする機会を工夫するとともに、「れんが」が映える街並みの情報発信に努めます。

7 – (3) 市民スポーツ活動の充実



① スポーツ機会の充実

スポーツ関連団体や体育施設の管理者等との連携により、スポーツ大会や講座を充実させ、多様な主体に応じた生涯スポーツの推進を図ります。

また、トップアスリートとの交流を通じて、スポーツに関する意識の醸成を図ります。

② スポーツ活動の育成・支援

地域やスポーツ関連団体との連携により、指導者の養成を推進し、市民が行うスポーツ活動や競技スポーツの支援に努めます。

③ スポーツ施設の充実

各種体育施設の計画的補修や改修を進め、その機能整備に努めるとともに、市内小中学校の体育施設の活用を図るなど、スポーツ活動の場を提供します。

政策8 協働・共生

【基本目標】

みんながつながり、認め合い、協働しながらともに活躍するまち

【政策展開の方向性】

江別市自治基本条例で掲げる市民自治の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、NPO、ボランティア・市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携し、魅力ある協働のまちづくりに取り組み、多様な主体がありのままに暮らせる共生のまちを目指します。

また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を行うほか、国際交流を推進するとともに、在住外国人にとっても住み良いまちを目指します。

【取組の基本方針】

- 8 – (1) 協働のまちづくりの推進
- 8 – (2) 共生社会の形成
- 8 – (3) 国際交流の推進

8 – (1) 協働のまちづくりの推進



① 市民自治の普及・啓発

市民と市が、それぞれの役割の下、協力し合い、市民を中心としたまちづくりを進めていくために、江別市自治基本条例に掲げる市民自治の理念の普及・啓発を行います。

② 市政への市民参加の拡大

市民自治の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、江別市市民参加条例に基づき、市民が市政に参加しやすい手法を工夫するなど、市政への市民参加の拡大に努めます。

③ 地域コミュニティ活動の推進と相互連携

自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、住民相互の交流や地域活動を活発にします。

④ 市民活動の推進と相互連携

市民主体によるまちづくりの推進を目指し、自治会、NPO、ボランティア・市民活動団体、企業、大学などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政あるいは団体同士が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。

⑤ 大学との連携によるまちづくりの推進

市内大学の特色を生かして様々な分野での連携を図るとともに、学生の発想力や活力を取り入れながら、まちづくりや地域課題の解決に取り組みます。

⑥ 友好都市等との交流の推進

友好都市である高知県土佐市と、教育・文化・経済・防災などの様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

8 – (2) 共生社会の形成



① 多様性を認め合う社会意識の醸成

性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無などに関わらず、多様な主体が交流し、誰もが自分らしく、いきいきと暮らすことができる、共生のまちづくりを進めます。

② 男女平等意識の醸成

家庭、職場、地域などのあらゆる場面において、性別による不利益が生じないよう啓発を行い、市民の男女平等意識を醸成するとともに、固定的な性別による役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。

③ 男女共同参画の視点に立った政策の形成

男女共同参画が、多様化、複雑化する行政課題に対応するための重要な視点の一つであることを意識し、男女共同参画の視点に立った政策の形成を図ります。

8 – (3) 国際交流の推進



① 人材・団体の育成

外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や、国際交流団体等の育成を通じて、市民が国際交流に関わる機会の提供に努めます。

② 国際理解の推進

姉妹都市であるグレシャム市（アメリカ合衆国）との交流活動をはじめ、市民や各種団体が行っている国際交流活動などを通じて、市民に外国の異文化に触れてもらうことで、国際理解の推進に努めます。

③ 在住外国人への情報提供の充実

在住する様々な国籍の外国人に対し、市内で生活する上で必要な情報を提供することにより、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

政策9 計画推進

【基本目標】

市政運営の状況がいつでも分かりやすく、市民の思いに寄り添うまち

【政策展開の方向性】

効率的で効果的な行政サービスの執行と健全な財政運営に努めるとともに、時代の変化と地域課題に応じた市政運営を推進します。

また、市政の透明性を確保するとともに、市民と市の情報共有を図るため、様々な媒体を通じて広報広聴の充実を図り、情報公開や個人情報保護制度を適正に運用します。

【取組の基本方針】

- 9 – (1) 自主・自立の市政運営の推進
- 9 – (2) 透明性と情報発信力の高い市政の推進

9 – (1) 自主・自立の市政運営の推進



① 基礎自治体機能の充実

時代に即した行政需要に対応するため、行政運営のあり方について必要な見直しを行い、自主財源の確保を図るなど、財政基盤を強化することにより、市民に最も身近な基礎自治体として機能の充実を図ります。

② 総合計画の効果的な推進

行政評価システムを活用した進行管理により、総合計画を効果的に推進します。

また、時代の変化の中で生じる様々な課題を的確に把握し、柔軟にまちづくりに反映します。

③ 政策形成能力の向上と効率的な組織体制の構築

社会環境の変化による政策課題を的確に捉え、スピード感と柔軟性を持って対応するため、職員の政策形成能力の向上を図ります。

また、人的資源を最大限に生かすため、職員が意欲を持って能力を最大限に発揮できる、効率的で機動的な組織体制づくりを進めます。

④ 広域連携の推進

近隣自治体との連携により、情報の共有や課題の解決を図ることで、効率的・効果的な行政サービスの提供を目指します。

9 – (2) 透明性と情報発信力の高い市政の推進



① 広聴の充実

市民が様々な機会を通じて、市政に関する意見や提案を伝えやすい環境づくりに取り組み、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政に反映されるよう努めます。

② 広報・情報発信の充実

市政情報を分かりやすく伝えるほか、必要な時に必要な情報が届くよう、様々な媒体を活用して効果的な情報発信に努め、市民と行政の情報共有を推進します。

また、まちの魅力や特徴的な取組について発信することで、江別市の認知度や魅力度の向上を図ります。

③ 情報公開の推進と個人情報の保護

江別市が保有する行政情報を広く公開するとともに、江別市が保有する個人情報については、個人の権利利益を保護し、適切かつ適正に管理します。

参考資料 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女兒の
エンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9【インフラ、産業化、 イノベーション】

強靭(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利
用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提
供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する

※出典：外務省ホームページ